

ふじみ野市立文化施設条例新旧対照表

改正案	現行																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 文化施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 467 1106 660"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西文化施設</td> <td>ふじみ野市大井中央二丁目1番8号</td> </tr> <tr> <td>中央文化施設</td> <td>ふじみ野市上福岡五丁目2番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 文化施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>中央文化施設 毎月第4月曜日(休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、第6条の許可を受けた際に<u>別表第1、別表第2及び別表第3</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条、第9条、第12条第1号、第13条第2項及び前条中「市長」とあるのは</p>	名称	位置	(略)	(略)	西文化施設	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号	中央文化施設	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 文化施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 467 2002 660"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西文化施設</td> <td>ふじみ野市大井中央二丁目1番8号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 文化施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者は、第6条の許可を受けた際に<u>別表第1及び別表第2</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条、第9条、第12条第1号、第13条第2項及び前条中「市長」とあるのは</p>	名称	位置	(略)	(略)	西文化施設	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号		
名称	位置																
(略)	(略)																
西文化施設	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号																
中央文化施設	ふじみ野市上福岡五丁目2番12号																
名称	位置																
(略)	(略)																
西文化施設	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号																

「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)、別表第1、別表第2及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

3 (略)

別表第3(第10条関係)

1 中央文化施設ホール等

施設名		時間	午前9時か	午後1時か	午後6時か	午前9時か
			ら正午ま で	ら午後5時 まで	ら午後10 時まで	ら午後10時 まで
ホール	平日	移動観客 席を使用 する場合	円 2,000	円 2,700	円 3,400	円 7,700
		移動観客 席を使用 しない場 合	1,000	1,350	1,700	3,850
	日曜日、 土曜日及 び休日	移動観客 席を使用 する場合	2,500	3,400	4,250	9,650
		移動観客 席を使用 しない場 合	1,250	1,700	2,100	4,800

「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

3 (略)

	合				
楽屋1		450	600	750	1,700
楽屋2		150	200	250	550
ギャラリー		300	400	500	1,100

2 中央文化施設その他の施設

施設名	時間	午前9時	午前11時	午後1時3	午後3時3	午後6時	午後8時
		から午前	から午後	0分から	0分から	から午後	から午後
		11時まで	1時まで	午後3時3	午後5時3	8時まで	10時まで
			0分まで	0分まで			
ミーティングル		円	円	円	円	円	円
ームA		200	200	200	200	200	200
ミーティングル		200	200	200	200	200	200
ームB							
スタディルーム		200	200	200	200	200	200
多目的ルームA		500	500	500	500	500	500
多目的ルームB		200	200	200	200	200	200
スタジオ		400	400	400	400	400	400
D I Yルーム		400	400	400	400	400	400
キッチンスタジ		400	400	400	400	400	400
オ							
和室1		300	300	300	300	300	300
和室2		300	300	300	300	300	300

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をい
い、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を

いう。

- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)
又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの
者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合
の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又は
これらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の
合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用す
る場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 入場料を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる1人当たり
の入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じ
て得た額とする。
 - (1) 3,000円を超え5,000円未満の場合 1.5
 - (2) 5,000円以上の場合 2.0
- 5 商業宣伝行為等専ら営利を主たる目的として利用する場合の使
用料は、前項の入場料を徴収しない場合であっても、この表の金
額に2.5を乗じて得た額とする。
- 6 ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利
用する場合は、移動観客席を使用しない場合の使用料を適用する。
- 7 ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりの当該施設
の使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料に備考2から備
考6までの規定の適用があるときは、その適用後の額)の1時間当た
りの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時
間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 8 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合

は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

9 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の使用料(ホールを除く。)は、その超える時間1時間につき、当該1時間当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、これを1時間とする。

10 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。